

## 女川町告示第11号

女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを執行する。

平成29年2月17日

女川町長 須田善明

### 記

#### 1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託
- (2) 業務場所 牡鹿郡女川町女川浜字女川地内
- (3) 履行期間 契約日の翌日から平成30年6月30日まで
- (4) 業務概要 女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務 一式

#### 2 参加資格要件

##### (1) 単独事業者での参加資格要件

ア 物品調達等入札参加資格要綱（平成20年女川町訓令甲第30号。以下「入札参加資格要綱」という。）に基づく競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

イ 法人として登録されている者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないものであること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 入札参加資格要綱第10条に基づく指名停止を受けている期間にないこと。

カ 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年女川町訓令甲第26号）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

キ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

ク 平成18年4月以降に、国又は地方自治体が発注した学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園、大学を除く）の新築、増築、改築に係る基本設計業務及び実施設計業務を元請として受注し、契約履行が完了した実績を有していること。

ケ 宮城県内に本社（店）、支社（店）、事務所、営業所のいずれかを有すること。

##### (2) 共同企業体での参加資格要件

ア 自主結成であり、事業者間で目的、所在地、構成員、代表者の名称、構成員の責任等について定めた協定を締結していること。

イ 代表事業者を定めること。

ウ 構成員の全てが前号アからキに掲げる参加要件を満たしていること。

エ 代表事業者が、前号ク及びケの参加要件を満たしていること。

### 3 参加申込手続き

#### (1) 参加申請書類

ア 参加申込者は、プロポーザル方式参加申込書を所定の期限までに町長に提出しなければならない。

イ 参加申込書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

#### (2) 参加申込書への添付書類

参加申込書には、次の書類を添付しなければならない。

##### ア 事業者及び配置予定技術者実績等調書

事業者の業務実績は、2件まで記載するものとするが、一つの施設についての設計業務委託が基本設計と実施設計に分かれている場合は、両方を記載（添付書類共）すること。

配置予定管理技術者及び配置予定主任担当技術者（総合、構造、電気、機械）に関する、氏名及び業務実績（業務委託名称、発注者名、履行期間、工事種別、規模及び立場）を記載し、それを証する書類を添付すること。また、記載件数は事業者の業務実績の場合と同様とする。

イ 共同企業体協定書（共同企業体で申込み場合）

### 4 プロポーザル方式のスケジュール

#### (1) 業務提案書作成等に係る質問書提出期限

平成29年2月23日（木）

#### (2) プロポーザル方式参加申込書提出期限

平成29年2月28日（火）

#### (3) 業務提案書提出期限

平成29年4月7日（金）

なお、各手続きについては、次のことに注意すること。

ア 手続きの受付期間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 参加申込書及び業務提案書等の提出先は女川町教育委員会教育総務課（以下「教育総務課」という。）とし、提出期限は、指定日の午後5時必着とする。また、提出方法は持参又は郵送とする。

ウ 質問書の提出は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールとする。ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は送信後、教育総務課まで連絡し、送信確認を行うものとする。

エ 質問に対する回答は、女川町ホームページに掲載する。

オ プロポーザル方式の参加に伴う業務提案書の作成、提出等に係る経費は、参加者が負担することとする。

5 受託候補者の選定方法等

受託候補者の選定方法等については、実施要領による。

6 契約保証金

受託者は、女川町財務規則（昭和50年女川町規則第12号）第105条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第106条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものとする。

7 前払い金

あり。

8 部分払い

なし。

9 その他

不明な点等については、女川町教育総務課に照会すること。

<連絡先>

電話 0225-54-3133 担当 春日川・阿部

FAX 0225-54-4646

E-mail kyosou@town.onagawa.miyagi.jp